

R3 事業継続支援給付金給付事業

【飲食店取引事業者緊急支援型（第2期）】

商工観光部商工振興課

事業費：5,042 千円

(A+B)

事業の背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、全国的に消費や投資活動が著しく減退し、国民生活に多大な影響が見られる中で、本市の状況も例外ではない。このような中、これまでの生活を維持・継続するためには中小企業者等の事業継続が必要不可欠であることから、本市では令和3年2月までに市内中小企業者等を対象に、第1期、第2期の事業継続支援給付金給付事業を実施したところである。
- 国及び県においても、様々な感染防止対策や景気回復策を講じる中、令和3年3月下旬には首都圏における緊急事態宣言を解除されるなど、感染数が減少する状況も見られたところではあったが、再び感染症が拡大し、4月下旬には、東京都外3県に緊急事態宣言が発令され、本県においても複数の市町村でクラスターが発生し、5月7日には感染拡大の警報基準をステージ3へ引き上げ、本市を含む県内5市町の飲食店に営業時間短縮の要請を行うこととした。
- これまでの感染症拡大の長期化で、経営に大きな影響を受けていた飲食店取引事業者は、2度目となる今回の営業時間短縮要請により、更に厳しい経営状況に置かれている。

事業の概要

新型コロナウイルスの感染拡大により、鹿児島県が市内飲食店を対象に要請した営業時間短縮期間を延長したこと等に伴い、飲食店との取引が減少するなど大きな影響を受けた飲食店取引事業者の事業継続を支援及び下支えするため、給付金を給付する。

【対象者】 市内に事業所があり、飲食店と直接取引のある事業者 80 事業者

(食材や酒類、業務用資材等の卸売業者、おしぼり等のリネンサプライ業者 など)

- 【給付要件】
- ① 令和3年4月1日時点において市内で事業を営んでおり、今後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年5月又は6月のいずれかの月の売上が、前年又は前々年同月等に比して 30%以上減少していること。
 - ③ 事業所得を申告していること。
 - ④ 令和元年に市税を納付していること。 等

【給付金額】 5,000 千円 A (負担金補助及び交付金)
法人 (20 事業者) : 最大 10 万円 個人事業主 (60 事業者) : 最大 5 万円

【申請開始】 令和3年6月下旬予定

【事務費】 42 千円 B (消耗品費、通信運搬費、手数料)